

物件調書

土地	所在地	熊野市有馬町字松原 5731 番 2		
	地目(公簿/現況)	地積(公簿/実測)		
	宅地/宅地	3,324.05 m ² /3,324.05 m ²		
建物①	所在	熊野市有馬町字松原 5731 番地		
	家屋番号	種類/構造		
	5731 番の 2	共同住宅/鉄筋コンクリート造陸屋根 2 階建		
	建築年月日	建面積	床面積	
	昭和 42 年 5 月 8 日	181.44 m ²	1 階	181.44 m ²
		2 階	186.24 m ²	
附属建物①	家屋番号	種類/構造		
	—	物置/木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建		
	建築年月日	床面積		
	不明	12.00 m ²		
附属建物②	家屋番号	種類/構造		
	—	物置/木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建		
	建築年月日	床面積		
	不明	7.20 m ²		
附属建物③	家屋番号	種類/構造		
	—	物置/木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建		
	建築年月日	床面積		
	不明	3.23 m ²		
建物②	所在地	熊野市有馬町字松原 5731 番 2		
	家屋番号	種類/構造		
	5731 番の 2 の 1	共同住宅/鉄筋コンクリート造陸屋根 2 階建		
	建築年月日	建面積	床面積	
	昭和 39 年 5 月 24 日	144.23 m ²	1 階	144.23 m ²
		2 階	124.80 m ²	
法令に基づく制限	建築基準法 都市計画法	地域区分	非線引都市計画区域	
		用途地域	—	
		基準建ぺい率	70%	
		基準容積率	200%	
		防火指定	—	
		その他	—	
	その他	—		
土砂災害警戒区	—			
津波浸水想定	三重県が平成 27 年 3 月 31 日に公表している「三重県津波浸水想定」によると、津波による最大浸水深は 0.01~0.3mのおそれがあります。 熊野市においても別途「津波浸水予想図」を公表しています。			

<p>接面道路の状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・北西側で幅員約 4.8 メートルの市道「立石中ノ茶屋線」に接面 ・北東側で幅員約 3.9 メートルの市道「家畜保健所前通り線」に接面 ・南側で幅員約 6 メートルの市道「芝園 5 号線」に接面 	
<p>供給処理 施設の状況</p>	<p>電気</p>	<p>引込配線 有</p>
	<p>公営水道</p>	<p>接面道路配管 有 (北西側 150mm 口径) (北東側 50mm 口径) 引込 (給水) 管 無</p>
	<p>公共下水道</p>	<p>未整備</p>
	<p>都市ガス</p>	<p>未整備</p>
<p>敷地の概況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・間口約 52m、奥行き約 55m のやや不整形地 ・北西側及び北東側の市道とほぼ等高に接面する平坦地 	
<p>交通接 近件</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・JR 紀勢本線「有井」駅まで約 1.3 キロメートル ・JR 紀勢本線「熊野市」駅まで約 2.9 キロメートル ・熊野市役所まで約 3 キロメートル ・三交バス「芝園」停まで約 200 メートル 	
<p>土地・ 建物に 関する 事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本地は境界確定済みです。 ・土壌汚染調査は未実施です。 ・敷地北側には紀州家畜保健衛生所が所在していました。(平成 22 年に解体) ・隣接地に熊野市の津波避難タワーが所在しています。 ・本地内には建物、物置、プロパン庫、防犯灯 1 基、工作物 (排水路等) が残存しています。 ・地中埋設物の調査及び撤去は実施していませんが、本地内地中には雨水排水管、汚水排水管、浄化槽廃止施設が埋設されています。なお、上記施設の埋設物においては使用できるかは不明です。 ・本地内には NTT 所有の本柱 6 本、支線 3 条が残存されています。移設が必要な場合は関係者と購入者で協議を行ってください。 ・本地内南側の側溝の一部が隣接地 (5731-5) に越境しています。 ・本地内東側の樹木の一部が隣接地 (5730) に越境しています。 ・雑排水を浄化槽により道路側溝へ放流する場合には、菅径により道路占有料が発生しますので、熊野市と協議を行ってください。 ・本地内建物については、アスベスト調査を実施していません。 ・建物については、新築時の建物図面等は保管期間が過ぎているため、存在しません。 ・現況有姿での引き渡しとなります。 	

<p>財産の経緯</p>	<p>【土地】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昭和 38 年 10 月 30 日 売買 ・昭和 58 年 3 月 17 日 5731 番、5731 番 1 に分筆 ・平成 25 年 2 月 27 日 5731 番 2、5731 番 3 に分筆 ・平成 25 年 3 月 19 日 5731 番 2、5731 番 4、5731 番 5 に分筆 <p>【建物】</p> <p>(5731 番の 2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昭和 42 年 5 月 8 日 新築 ・平成 6 年 1 月 20 日 譲与 [職員公舎として使用] ・平成 25 年 3 月 31 日 用途廃止 <p>(5731 番の 2 の 1)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昭和 39 年 5 月 24 日 新築 ・平成 1 年 7 月 20 日 譲与 [職員公舎として使用] ・平成 25 年 3 月 31 日 用途廃止
<p>入札・契約に関する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本件入札は、調達システムを利用して行いますが、書面により参加することもできます。 ・本件入札は、開札事務を調達システムで行うため、<u>書面により参加する場合であっても、調達システムの利用登録が必要です。調達システム未登録の者は、三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第 3 条第 1 項に定める申請書を提出するまでに三重県出納局会計支援課企画支援班に調達システム利用登録申請（以下「利用登録申請」という。）を行い、登録確認を受けてください。</u> <u>（電話 059-224-2785/2787 F A X 059-224-2784）</u> なお、本件入札を書面により参加する場合は利用登録申請に使用電子証明届（IC カード使用届）は不要とします。 ・調達システム利用登録者が調達システムにより本件入札の三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第 3 条第 1 項に定める申請書を提出した後は、書面による入札への途中変更はできません。 ・調達システムに係る運用については「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。 ・落札決定後、30 日以内に契約を締結していただきます。 ・契約締結に際し、契約保証金（売買代金の 100 分の 10 以上）が必要です。（契約保証金は売買代金に充当します。） ・売買代金のうち、契約保証金を差し引いた代金については、県が発行する納入通知書により契約締結日から 25 日以内にお支払いいただきます。 ・売買代金の他に契約に係る経費（印紙代）、土地及び建物の所有権移転に係る経費（登録免許税）及び不動産取引に係る各種租税（不動産取得税等）が別途必要です。

※物件調書は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料です。必ず入札参加者ご自身において、現地及び諸規制について調査確認を行ってください。